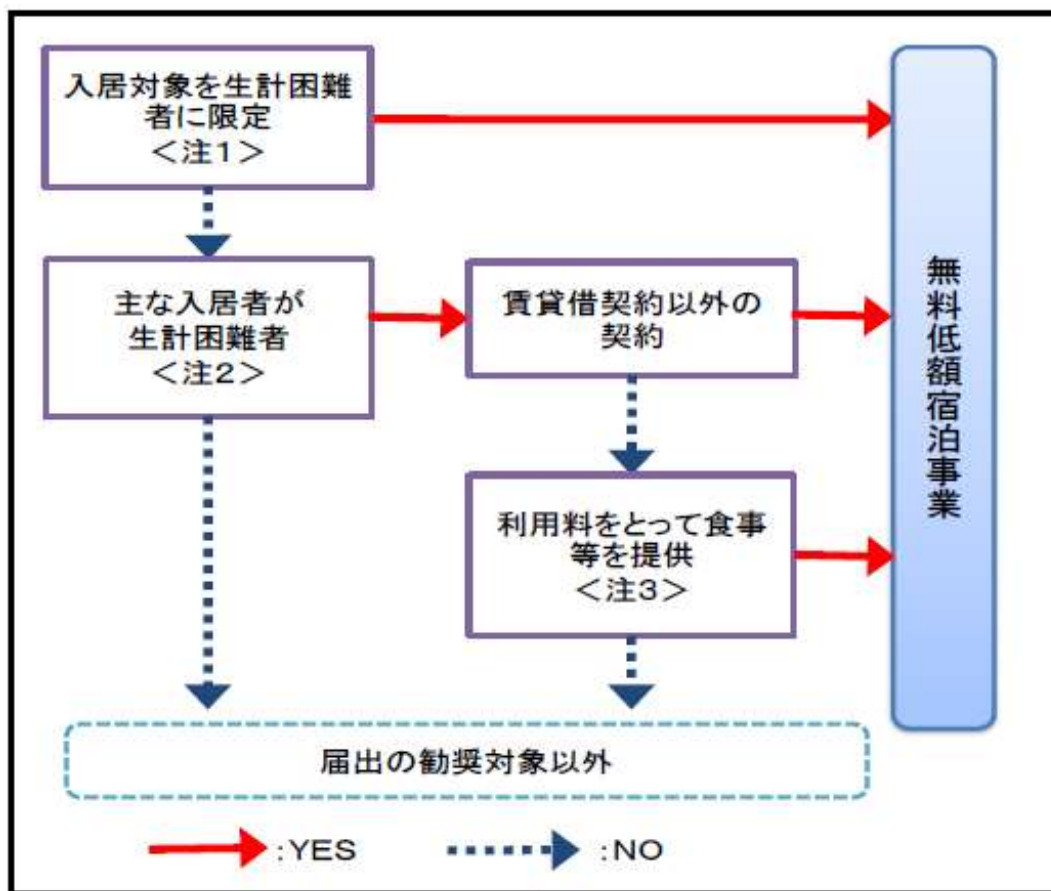


## (参考)無料低額宿泊所の事業範囲の整理



<注1>

・入居者に対して生活保護の申請を要求したり、手続きの補助を行う場合や、路上生活者に声かけ等を行っている場合を含む

<注2>

・全入居者のうち生活保護受給者の割合が概ね 5割以上を占める場合

※ 前年度の入居者の実態等に応じて判断

<注3>

・家賃・共益費以外に、利用料を受領して、サービス等を提供していること

(生計困難者)

生活保護法に規定する要保護者のみならず、これに準ずる低収入であるために生計が困難である者